

日光市 災害時要援護者 支援プラン

地域の「力」が
必要です！



- 災害時要援護者の台帳登録に関すること
- 情報伝達体制の整備に関すること
- 自主防災組織(自治会)や民生委員・児童委員、地元消防団などへの迅速な情報伝達に関すること
- 自主防災組織(自治会)が行う情報伝達への支援に関すること
- 情報伝達訓練、避難支援訓練など要援護者支援の普及啓発に関すること

市民の皆さんの役割

市民の皆さんには、自主防災組織(自治会)で地区災害時要援護者支援班(次項「地区支援班とは?」参照)を設置していただきます。
市支援班と連携・協力し、平常時から地域や地区において、災害時要援護者の支援をお願いします。

地区支援班とは?

地区支援班とは、次の方たちなどで構成される、災害に備えた地域の組織です。

- 自主防災組織(自治会)
- 民生委員・児童委員
- 地元消防団
- 老人クラブ

- 女性団体
- 子ども会



地区支援班の役割

- 情報収集・伝達体制の整備に関すること
- 災害時要援護者情報の適正管理に関すること
- 個別訪問などによる災害時要援護者情報の収集・登録に関すること
- 避難支援者の決定・登録に関すること
- 自ら収集した災害時要援護者情報、避難支援者情報の市などへの提供に関すること

この中で特に重要なのが、「個別訪問などによる災害時要援護者情報の収集・登録に関すること」です。要援護者の情報は個人情報ですので、本人の同意を得てから収集します。避難支援者は、原則として要援護者1名につき2名以上とし、要援護者本人からの推薦、または隣接する家の人たちの中から選定します。

災害発生時の連絡体制

災害時には、防災行政無線や災害

近年、地震や集中豪雨といった災害が多く発生し、高齢者や障がい者などが被災する傾向が強まっています。
市では、平成19年度に策定した「日光市地域防災計画」に基づき、災害発生時に自力では避難が困難な高齢者などの支援のために、「日光市災害時要援護者支援プラン」を策定しました。
このプランは、4月1日から実施しています。

日光市災害時要援護者支援プランとは?

このプランは、自力では避難が困難な災害時要援護者を、地域住民(避難支援者)と市(行政)で支援できるように、災害時要援護者支援に関する具体的な方法や体制を定めたものです。

災害時要援護者とは?

地震や火災などの災害が発生したとき、次の方のうち、特に支援を必要とする方を災害時要援護者(以下、要援護者)とします。

- 身体障がいのある方
- 精神障がいのある方
- 知的障がいのある方
- 高齢者

市の役割

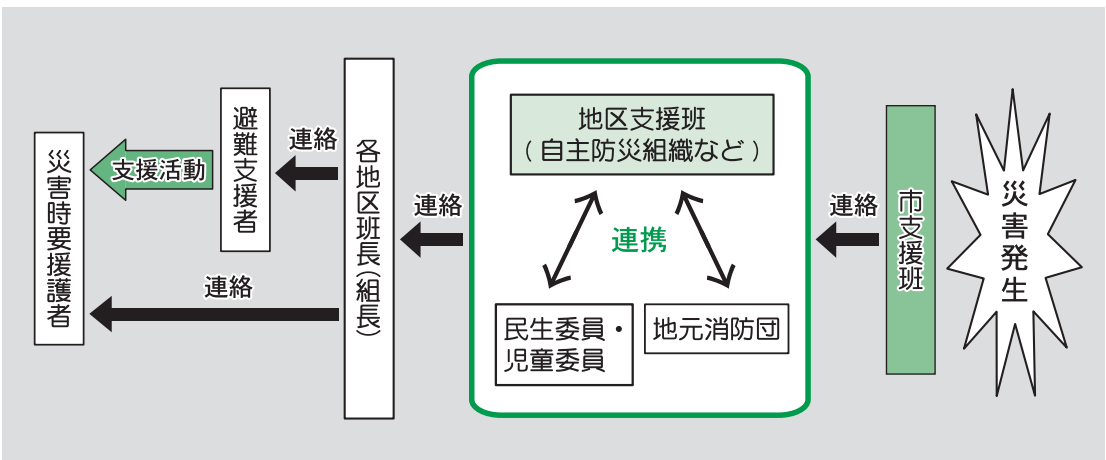
市では、平成21年度に「日光市災害時要援護者支援班(市支援班)」を設置しました。市支援班の主な役割は次のとおりです。

- 災害時要援護者登録制度の普及・啓発に関すること
- 個人情報保護に十分配慮した災害時要援護者情報の共有に関するこ



- 乳幼児
- 妊婦
- 外国人(日本語が分からない方)
- 難病患者
- 要介護認定を受けている方

対策本部の情報伝達担当を中心に、重要な災害情報を市から要援護者に確実に伝える体制を作ります。



災害発生時の連絡が入った場合、避難支援者は、要援護者の避難準備が

整い次第、地区ごとに指定された避難所へ、直ちに避難させてください。



今後の動き

市では平成21年度から、「地区支援班」の設置や要援護者情報の把握・登録のための支援を行っていきます。

また、各地域で「日光市災害時要援護者支援プラン」の概要や要援護者と避難支援者の登録方法などについての説明会を開催していく予定です。そのほかにも、災害時要援護者支援についての周知を図っていきます。災害時には、地域の皆さん一人一人の力が必要となりますので、ご協力をお願いします。

くわしくは
高齢福祉課 高齢福祉係
☎(21)5100